

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 13 日（金）第 701 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※）（デジタル推進課取扱い） 1
- 鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金条例（※）（高校教育課取扱い） 2

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

執行機関	事 務
1 知事	(1) がん患者等に対する妊 ^{よう} 孕性温存療法及び同療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 鹿児島県営住宅条例（平成 4 年鹿児島県条例第 43 号）による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中 6 の項を 7 の項とし、3 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 の項の次に次の 1 項を加える。
- 3 がん患者等に対する妊孕性温存療法及び同療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に係る費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

.....

鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第 1 条 県が国から交付を受ける高等学校等教育改革促進事業費補助金により、県又は市が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける高等学校等教育改革促進事業費補助金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 県が行う第 1 条の事業に要する経費
- (2) 市が行う第 1 条の事業について県が行う補助に要する経費

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日（同日前に全ての事業の事業費の精算が完了した場合には、その完了した日）限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。